

鹿嶋市教育委員会規則第10号

鹿嶋市学校規模適正化基準を定める規則を次のとおり定める。

令和6年12月20日

鹿嶋市教育委員会教育長 川 村 等

鹿嶋市学校規模適正化基準を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿嶋市立学校において、教育基本法（平成18年法律第120号）第5条第2項及び第6条第2項の目的を達成するため、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばし、鹿嶋市が進める教育の実現につながる鹿嶋市学校規模適正化基準（以下「適正化基準」という。）を定めるものとする。

(適正化基準)

第2条 鹿嶋市立小学校について統合等を検討する適正化基準は、学校基本調査規則（昭和27年文部省令第4号）第4条第1号に基づき実施する学校調査において、次の各号に掲げる要件をいずれも下回る場合とする。

(1) 通常学級数6学級

(2) 同一学年児童数12人、かつ、全校児童数72人

2 鹿嶋市立中学校については、社会情勢の変化を捉え、課題が顕在化した時点に適正化基準を設けるものとする。

(学校規模適正化の推進)

第3条 教育委員会は、学校規模適正化の推進に当たり、授業の質の確保に努め、適正化基準該当校及びその保護者、適正化基準該当校の通学区域住民と十分に協議の上、速やかに推進するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和6年5月1日から適用する。